令和７年度 第４回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

１　日　時

令和７年９月 16 日（火）午後２時 58 分～３時 18 分

２　場　所

宮崎合同庁舎２階　共用大会議室

３　出席者　（五十音順）

公益代表委員　　大山、古賀、橋口、森部
労働者代表委員　　鎌田、重黒木、白﨑
使用者代表委員　　岩切、河野、酒匂、久富
事　　務　　局　　吉越労働局長、吉野労働基準部長、平元賃金室長、木村室長補佐

４　議事内容

【室長補佐】

ただ今から、第４回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益委員の宮川委員、労働者代表委員の田中委員、土居委員、使用者代表委員の中原委員が欠席ですので、11 名の出席となります。従いまして、最低賃金審議会令第５条の定足数を満たしていることをご報告いたします。

最初に本日の議事録の確認の件ですけれども、今回は重黒木委員と岩切委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【重黒木委員・岩切委員】

はい。

【室長補佐】

どうぞよろしくお願いします。それでは、以後の議事につきましては、橋口会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【橋口会長】

どうぞ、皆さん、よろしくお願いします。

早速ですが、本日の議事に関しましては、会次第のとおり２つの議題に関する審議を予定しておりますが、例年、「異議申出の審議」については、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第６条第１項ただし書き「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断されることから、非公開とします。

では、まず議題１の「異議申出に関する審議について」審議を行いたいと思います。

異議の申出があったということですので、局長より諮問を受けたいと思います。

＜局長から会長へ諮問文を交付＞

【橋口会長】

ただいま、異議申出の審議に関する諮問をいただきました。

異議申出の諮問文の写しを配付しておりますので、確認をお願いします。

＜各委員、諮問文写しを確認＞

【橋口会長】

それでは、異議申出に対する審議に入りたいと思います。

配付資料に異議申出書の写しが添付されておりますので、事務局から経緯等の説明をお願いします。

【賃金室長】

はい、説明いたします。宮崎県最低賃金決定にかかる答申につきまして、法令に基づきその要旨を公示しましたところ、資料９ページの資料５のとおり、９月 12 日付けで宮崎県労働組合総連合から異議の申出がありました。この異議申出について、審議をお願いするため、先ほど局長から諮問をさせていただいたところです。

その他の労使団体からは意見は出ておりません。事務局からの説明は以上となります。

【橋口会長】

ただ今のとおり異議申出書について、みなさんご確認いただいてよろしいでしょうか。

＜各委員、異議申出書の内容を確認＞

それでは、この件について、何かご意見はございませんでしょうか。

（意見なし）

ありませんか。大丈夫ですか。それでは採決ということになるのですけれども、会長として若干私見を述べさせていただければと思います。異議の申出書全体読ましてもらうと、本審議会の決定事項に対しての一定の評価といいますか、敬意を表するということも申し述べられておられるようです。その上で具体的には１、２、３、４と、異議の申し出ということが行われています。特に２の項目については、この審議会でも、とりわけ専門部会の方で、去年より１回多く部会の回数も増やしながら、そして時間的にもかなりの時間を使って、労働者側、使用者側からの率直な意見の交換をさせていただいたのかなというふうに考えております。その上で出た結論ということでありますので、その点はゆるぎの無いものとせざるを得ないのかなというふうに考えております。加えて、最賃の改定の回数であるとか、現行の目安制度の改善ということで３項目、４項目ありますけれども、これは今後の審議における論点の一つということにはなり得るとは思いますけれども、まあ、それは今後の審議でまた検討するということにならざるを得ないのかなというふうに私の方では解釈をさせていただいております。

ということで、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

８月 25 日付けの「宮崎県最低賃金の改正決定についての答申」に対して異議の申出がありましたが、当審議会において十分調査審議を尽くしたものであり、棄却することと致したいと思い

ますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

【橋口会長】

それでは、異議申出に対する答申案を取りまとめたいと思います。事務局から答申案の配付をお願いします。

＜事務局　答申案を配付＞

【橋口会長】

ただいま事務局から異議申出についての答申案が配付されましたので、黙読をお願いします。

＜各委員　答申案を黙読＞

ただ今の異議申出についての答申案について確認いただきましたでしょうか。この件について何か他にご意見はありませんか。

（意見なし）

ご意見がないようですので、ご承認いただけたものとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

この異議申出についての答申案は、ただいま全会一致で採択されましたので、局長に答申したいと思います。

＜会長から局長に異議申出についての答申文を交付＞

では、本年度の宮崎県最低賃金の発効日について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

はい、説明いたします。地域別最低賃金につきましては、この後、官報の手続きのほうを本省に行いたいと考えています。今の予定では、官報には９月 29 日に掲載される予定となっております。これにより、宮崎県最低賃金は令和７年 11 月 16 日から時間額 1,023 円が適用されることとなります。説明は以上となります。

【橋口会長】

ありがとうございます。それでは議題１は終わりまして、議題２の検討小委員会報告についての審議に入りたいと思います。

まず、はじめに、特定最低賃金検討小委員会で、「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」結論が出されております。検討小委員会座長の古賀委員から報告をお願いいた

します。

【古賀委員】

はい、それでは、配付資料の７ページ、資料４の報告文をご確認ください。

検討小委員会は８月 27 日と 29 日の２回にわたって開催いたしました。

労働者代表委員からは、特定最低賃金の改正決定等の必要性ありとの観点から業界の魅力、産業を守り育てる魅力の一つとして他産業を上回る最低賃金が必要であるなどの主張がなされました。

一方、使用者側委員からは、地域別最低賃金がここまで上昇している中で特定の産業についてのみ特定最低賃金を設定する必要性は認められないなどの主張がなされました。

労使の意見を踏まえて審議いたしましたが、結論としては報告文のとおり、「肉・乳製品製造業」「電気機械器具等製造業」「各種商品小売業」「自動車（新車）小売業」の４業種全てについて『金額改正の必要性ありとの結論に達し得なかった』との結論となりました。

とりまとめに当たり、検討小委員会の各委員のご協力に感謝申し上げます。以上、検討小委員会の報告といたします。

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。ただいまの検討小委員会報告について、何かご発言はありませんか。

（発言等なし）

特にご発言がないようですので、この検討小委員会報告をもとに、当審議会として、改正の必要性についての答申を取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、事務局から答申案を配付してください。

＜事務局　答申案配付＞

それでは答申案を黙読願います。

＜各委員　答申案を黙読＞

ただ今の答申案について確認いただきましたでしょうか。この件について何かご意見はありませんか。

（意見なし）

ご意見がないようですので、ご承認いただけたものとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

【橋口会長】

ありがとうございます。この改正の必要性についての答申案は全会一致で採決されました。

局長に答申したいと思います。

＜会長から答申文を局長に交付＞

はい、ありがとうございました。これで審議は終了になりますけれども、審議会終了に当たり局長からご挨拶がございます。

【労働局長】

本日は、お忙しい中、また残暑厳しい中、第４回宮崎地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、またご審議いただきましたことに、心より厚くお礼申し上げます。

また先日、８月 25 日付けで宮崎県最低賃金改正決定の答申の付帯決議の対応につきまして、ご報告になりますが、付帯決議には各種支援策の強化を含め制度改正等に関する事項も入っておりましたので、９月３日付けで厚生労働大臣に対して、宮崎県の置かれている状況、最低賃金改定を含め賃上げによる影響や、雇用確保維持への影響が大きいということも含めて、そして各種支援策の強化、抜本的な対策の検討実施を上申したところでございます。また各種支援策におきましては、明後日、９月 18 日に宮崎県庁を訪問しまして、中小企業・小規模事業場に対する各種支援策の拡充、新設を求める要請書を私から直接交付し要請を行う予定としております。

また、今回の答申を踏まえた対応でございますが、最低賃金引上げを受ける中小企業・小規模事業者の方々への支援として、従前より「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」をはじめとする各種支援策があるところではございますが、その支援策の１つであります「業務改善助成金」につきましては、すでに報道されていますとおり、本年９月５日から助成金の対象事業場の範囲などが拡充されているところでございます。より多くの中小企業・小規模事業場に活用していただけるよう、拡充内容の周知も含め、各種支援策の周知、活用促進などに積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また改正後の宮崎県最低賃金の周知につきましては、例年実施しておりますポスターの掲示、リーフレットの配布、関係機関への周知広報の協力依頼などを行うとともに、今年度におきましては、バスを利用する人を始め、バスが走る地域に住む人々へのアプローチとして高い広告効果が期待できますラッピングバスを発効日の 11 月 16 日から約１か月間、県内３地域、宮崎、延岡、都城の路線で運行させる予定としております。

このように改正後の宮崎県最低賃金の適用に当たりましては、宮崎労働局をあげて広く周知を行っていくとともに、最低賃金の履行確保に取り組んでまいる所存ではございます。

そして最低賃金引き上げの影響を受けます中小企業・小規模事業者の方に対しましては、先ほど申しました「業務改善助成金」をはじめとした各種支援策の積極的な取り組みにも全力をあげて努めてまいりたいと考えているところでございます。

各委員の皆様におかれましても、引き続きとはなりますが、改正された最低賃金のほか、各種支援策の周知広報等につきまして、なにとぞご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今後とも最低賃金制度の円滑な運用に向けて引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はあ

りがとうございました。

【橋口会長】

それでは、これで第４回宮崎地方最低賃金審議会を終了します。

本日の議事に関しましては、議事録については、全部公開とすることとします。

議事録の確認は、冒頭の事務局説明のとおり、重黒木委員と岩切委員にお願いします。

本日の会議は、これで終わりたいと思います。本日はお疲れ様でした。

会　　長

労働者側代表委員

使用者側代表委員